

和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ P C B 廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成 1 7 年 2 月 策定

平成 2 7 年 9 月 改訂

令和 4 年 1 2 月 改訂

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 目次

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的

- 1 策定の背景
 - (1) ポリ塩化ビフェニルの歴史
 - (2) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定及び無害化処理認定制度
- 2 この計画の目的及び期間
 - (1) 目的
 - (2) 計画の対象
 - (3) 県内のPCB廃棄物の処分期間
 - (4) 計画期間
 - (5) 計画の見直し
- 3 基本的方向性

第2章 PCB廃棄物等の保管量及び処分量の見込み

- 1 PCB廃棄物等の状況
 - (1) PCB廃棄物の保管状況
 - (2) PCB使用製品の所有状況
- 2 PCB廃棄物の処分見込み量

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

- 1 拠点的広域処理体制の整備
 - (1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制
 - (2) 低濃度PCB廃棄物の処理体制
 - (3) 県内におけるPCB廃棄物の処理
- 2 収集運搬体制の整備
- 3 保管事業者による処理の支援

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- 1 県及び和歌山市の役割
 - (1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等
 - (2) 安全性確保のための監視、指導等
 - (3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入
 - (4) 関係機関との連携
 - (5) PCB使用製品の掘り起こし調査
 - (6) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策
 - (7) PCB廃棄物処理基金の造成
- 2 保管事業者及び所有事業者の役割
- 3 収集運搬業者の役割
- 4 その他関係者の役割

第5章 その他の事項

- 1 PCB使用製品を含む家電製品の処理

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的

1 策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に溶けず、化学的に安定し、電気絶縁性が良く、沸点が高い等の性質を有した工業的に合成された化合物である。明治14年（1881年）にドイツのシュミット・シュルツ博士が合成に成功し、昭和4年（1929年）には米国スワン社（後にモンサント社に合併）により本格生産が開始され世界的に普及した。なお、PCBは、その特徴により、変圧器やコンデンサー等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧複写紙（いわゆるノンカーボン紙）等として幅広い分野で用いられてきた。

我が国においては、昭和20年（1945年）代半ばから輸入が開始され、昭和29年（1954年）以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年（1972年）に製造中止されるまでの間、約5万9千トンが生産され、輸出入分を加減した約5万4千トンが国内で使用されてきた。そのうち約3分の2が変圧器等の電気機器に使用されていたと考えられている。

PCBは、脂肪に溶けやすく、化学的に分解しにくいことから、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。PCBが大きくとりあげられる契機となった事件として、カネミ油症事件がある。米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、昭和43年（1968年）10月、西日本を中心に米ぬか油による食中毒が発生し、約1万3千名が罹患したといわれる。

このような事象が世界各地で発生したことから、OECD（経済協力開発機構）では、昭和48年（1973年）に原則生産禁止が決議され、日本においては、昭和47年（1972年）に行政指導により製造中止と使用者による保管義務が求められていたところであるが、昭和49年（1974年）に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、製造、輸入及び使用が原則禁止されるにいたった。

このように、PCBの製造、輸入及び使用の禁止については、法が整備されたところであるが、行政指導や法規制以前に製造ないし輸入されたPCBの処理が残された課題となった。

(2) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定及び無害化処理認定制度

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。この流れの中、PCB廃棄物の広域処理の気運が高まり、全国39箇所処理施設設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、いずれも実現に至らなかった。このため、我が国においてはPCB廃棄物の保管が長期化するなど、保管事業者の大きな負担となっていた。

また、国際的には、PCBが全く使用されてこなかった北極圏において人体や動物への汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）が採択され、欧米諸国では既にその処理が進んでいる。

このような状況を踏まえ、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされたところである。具体的には、同法はPCB廃棄物の保管事業者（以下「保管事業者」という。）は、処理期限内に保管するPCB廃棄物を適正に処理しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡及び譲受を原則的に禁止すること、保管事業者及び処分事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処理状況を都道府県知事又は政令市長に届け出なければならないこと等を定めている。

その後、国の特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が拠点的広域処理施設として整備され、平成16年から全国5か所のPCB処理事業所において計画的な処理が始まった。

しかしながら処理対象物の多様性や作業による安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により当初予定していた平成28年7月までの処理が困難な状況となったことから令和9年3月まで処分の期限が延長された。

これを受けて、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、計画的処理完了期限内に処理を達成することは決して容易ではないことから、国においては、PCB特措法の一部を改正し（平成28年

法律第34号)、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間(PCB特措法第10条第1項の規定に基づく、計画的処理完了期限の1年前の日。以下同じ。)を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄(PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。)すること等を義務付け、あわせて都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等を規定することとなった。

また、PCB特措法の改正と併せて、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく経済産業省令(電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号))等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品についても、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとなった。

一方、PCB特措法施行後の平成14年になって、PCBを使用していないとされる変圧器・コンデンサー等から微量のPCBが検出されたことを受け、環境省における焼却実証試験の結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)」において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、平成22年度から処理が始まった。その後、環境省では微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても焼却実証試験が行われ、当該試験結果を踏まえ、PCB濃度が5,000mg/kg以下の廃棄物についても無害化処理認定制度の対象に追加されることとなった。さらに、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、PCB濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg程度のもも存在し、こうした汚染物等が更に増加していく可能性があることから、PCB濃度が5,000mg/kgから100,000mg/kg程度の可燃性の汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験を行い、当該試験結果を踏まえ、令和元年12月にこれらの汚染物等が無害化処理認定制度の対象に追加されることとなった。

2 この計画の目的及び期間

(1) 目的

「和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「和歌山県PCB廃棄物処理計画」という。)」は、PCB特措法第7条の規定により、国がPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して定めることとされており、和歌山県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

(2) 計画の対象

県内で保管されているPCB廃棄物及び県内で使用されているPCB使用製品(※)を対象とする。

※ PCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものである。

PCB使用製品とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された製品をさす。

PCB廃棄物は、PCBの濃度により高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類される。高濃度PCB廃棄物はPCBが使用されたもの、又は付着しているもの、あるいはPCBそのものが廃棄物となり、PCBの濃度が基準(表1-1)を超えるものとなる。

表 1 - 1 P C B 廃棄物の種類ごとの濃度基準

P C B 廃棄物の種類	濃度基準
汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 P C B が塗布され、又はしみ込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうち P C B を含む部分 1 キログラムにつき 10 万ミリグラム (100,000 mg/kg)
廃プラスチック類のうち、P C B が付着し、又は封入されたもの	当該廃プラスチック類 1 キログラムにつき 10 万ミリグラム (100,000mg/kg)
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築もしくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 P C B が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1 キログラムにつき 5,000 ミリグラム (5,000mg/kg)

(3) 県内の P C B 廃棄物の処分期間

県内の P C B 廃棄物の処分期間については、表 1 - 2 のとおりである。

表 1 - 2 県内の P C B 廃棄物の処分期間

廃棄物の種類		処理施設	処分期間 (特例処分期限日)
高濃度 P C B 廃棄物	安定器、 汚染物等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (北九州 P C B 処理事業所)	令和 3 年 3 月 31 日まで (令和 4 年 3 月 31 日まで)
	変圧器、 コンデンサー等	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (大阪 P C B 処理事業所)	令和 3 年 3 月 31 日まで (令和 4 年 3 月 31 日まで)
低濃度 P C B 廃棄物	処分施設毎の認定、 又は許可内容による	無害化処理認定施設 又は都道府県知事等の許可施設	令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 計画期間

本計画の期間は、P C B 特措法において処分の期限が令和 9 年 3 月 31 日までと定められていることから令和 8 年度までとする。

(5) 計画の見直し

国の基本計画の変更や P C B 廃棄物の処分見込量の変動など、本県の P C B 廃棄物の処理に大きな変化があった場合は、必要に応じてこの計画の見直しを行うものとする。

3 基本的方向性

(1) 県内に所在する P C B 廃棄物について、P C B 特措法に基づく処分期間までに確実かつ適正に処理を行う。なお、P C B を取り巻く社会情勢を考慮し、早い時期での処分完了を目指す。

(2) 県及び市、国、保管事業者、P C B 使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）、P C B 廃棄物の処理業者等の関係者は、それぞれの役割分担を果たし連携して、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図る。

(3) 使用中の P C B 使用製品について、廃棄物となった後速やかに処理に向けた準備が進められるよう、これら製品の使用者に対して必要な情報提供を行う。

第2章 PCB廃棄物等の保管量及び処分量の見込み

PCB廃棄物を保管又は処分する事業者及び高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物を除く）の所有事業者は、毎年度末の保管状況及び処分状況等を都道府県知事（政令で定める市にあつては市長）に届け出なければならないこととされており（PCB特措法第8条）、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされている（同法第34条）。

県内のPCB廃棄物のうち、高濃度のPCBを使用した変圧器及び3kg以上の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型変圧器等」という。）、高濃度のPCBを使用したコンデンサー及び3kg以上の電気機器が廃棄物となったもの（以下「大型コンデンサー等」という。）並びに廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「廃PCB等」という。）（これらを「大型変圧器・コンデンサー等」と総称する。）については、JESCO大阪PCB処理事業所において平成21年7月から処分が開始されている。その他の安定器及び汚染物等（高濃度のPCBを使用したコンデンサーのうち3kg未満のもの（以下「小型コンデンサー」という。）、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であつて大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。）については、JESCO北九州PCB処理事業所において平成27年度から処分が開始された。低濃度PCB廃棄物である微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物については、全国各地で整備が進んでいる無害化処理に係る大臣認定を受けた処理施設等にて適正に処分が行われている。

また、使用中の電気工作物にPCBが含まれていることが確認された場合は、電気事業法に基づき、遅滞なく管轄する経済産業省の産業保安監督部に届出を行う必要があり、使用中の高濃度PCB含有電気工作物については、毎年度末の状況を翌年度の6月30日までに管轄する産業保安監督部に届け出る必要があり、現在使用中のPCB使用製品も、PCB廃棄物の処分期間の末である令和9年3月までに（高濃度PCB使用製品については、令和3年3月31日までに）PCB廃棄物として処分しなければならない。

なお、事業者は保管しているPCB廃棄物を自らの責任において確實かつ適正に処理しなければならない（同法第3条）とされており、処分までの間、適正にPCB廃棄物を保管しなければならない。

1 PCB廃棄物等の状況

(1) PCB廃棄物の保管状況

PCB廃棄物の保管状況については、表2-1のとおりである。

表 2 - 1 P C B 廃棄物の保管状況

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

種類	単位	和歌山県 (和歌山市を除く)		和歌山市		和歌山県全体(合計)		
		事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	
高濃度	変圧器 (トランス)	台						
	コンデンサー (3kg以上)	台		2	2	2	2	
	コンデンサー (3kg未満)	台	1	8	1	3	2	11
	柱上変圧器 (柱上トランス)	台						
	安定器	台	18	408	2	102	20	510
	P C B 油	kg						
	O F ケーブル	台						
	その他の機器	台						
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg			1	251.4	1	251.4
	汚泥	kg						
	塗膜	kg						
	その他	kg						
低濃度	変圧器 (トランス)	台	64	157	53	265	117	422
	コンデンサー (3kg以上)	台	20	28	22	110	42	138
	コンデンサー (3kg未満)	台	7	31	5	807	12	838
	柱上変圧器 (柱上トランス)	台	3	4			3	4
	安定器	台			3	33	3	33
	P C B 油	kg	10	5896.56	7	871.31	17	6767.87
	O F ケーブル	台						
	その他の機器	台	20	60			20	60
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg	7	607.78	3	366.2	10	973.98
	汚泥	kg						
	塗膜	kg	2	102	2	1.51	4	103.51
	その他	kg	12	150502.82	33	83880.63	45	234383.45

- ※ 1) 「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。
- ※ 2) 「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1台に換算して計上する。
- ※ 3) 「P C B を含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」について、容量で届出されたものは、1リットル=1kgに換算して計上する。
- ※ 4) 事業者数は延べ事業者数である。

(2) PCB使用製品の所有状況

PCB使用製品の所有状況は、表2-2のとおりである。

表2-2 PCB使用製品の所有状況

(令和4年3月31日現在)

種類	単位	和歌山県 (和歌山市を除く)		和歌山市		和歌山県全体(合計)		
		事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	
高濃度	変圧器(トランス)	台						
	コンデンサー(3kg以上)	台						
	コンデンサー(3kg未満)	台						
	柱上変圧器(柱上トランス)	台						
	安定器	台						
	PCB油	kg						
	OFケーブル	台						
	その他の機器	台						
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg						
	汚泥	kg						
	塗膜	kg						
	その他	kg						
低濃度	変圧器(トランス)	台	45	185	26	281	71	466
	コンデンサー(3kg以上)	台	5	29			5	29
	コンデンサー(3kg未満)	台	1	2			1	2
	柱上変圧器(柱上トランス)	台	1	8	10	16	11	24
	安定器	台						
	PCB油	kg						
	OFケーブル	台						
	その他の機器	台	20	122			20	122
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg						
	汚泥	kg						
	塗膜	kg						
	その他	kg			10	6560	10	6560

- ※1) 「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。
- ※2) 「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1台に換算して計上する。
- ※3) 「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」について、容量で届出されたものは、1リットル=1kgに換算して計上する。
- ※4) 事業者数は延べ事業者数である。

2 PCB廃棄物の処分見込み量

PCB使用製品は将来必ず廃棄物となることからPCB廃棄物の処分見込み量は、現在保管しているPCB廃棄物量（表2-1）に今後PCB廃棄物となる使用中のPCB含有電気機器量PCB使用製品の所有量（表2-2）を加えたもので表2-3のとおりである。

表2-3 PCB廃棄物の処分見込み量

（令和4年3月31日現在）

種類	単位	和歌山県 (和歌山市を除く)		和歌山市		和歌山県全体(合計)		
		事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	事業場数	保管数量	
高濃度	変圧器（トランス）	台						
	コンデンサー（3kg以上）	台		2	2	2	2	
	コンデンサー（3kg未満）	台	1	8	1	3	2	11
	柱上変圧器（柱上トランス）	台						
	安定器	台	18	408	2	102	20	510
	PCB油	kg						
	OFケーブル	台						
	その他の機器	台						
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg			1	251.4	1	251.4
	汚泥	kg						
	塗膜	kg						
	その他	kg						
低濃度	変圧器（トランス）	台	109	342	79	546	188	888
	コンデンサー（3kg以上）	台	25	57	22	110	47	167
	コンデンサー（3kg未満）	台	8	33	5	807	13	840
	柱上変圧器（柱上トランス）	台	4	12	10	16	14	28
	安定器	台			3	33	3	33
	PCB油	kg	10	5896.56	7	871.31	17	6767.87
	OFケーブル	台						
	その他の機器	台	40	182			40	182
	感圧複写紙	kg						
	ウエス	kg	7	607.78	3	366.2	10	973.98
	汚泥	kg						
	塗膜	kg	2	102	2	1.51	4	103.51
	その他	kg	12	150502.82	43	90440.63	55	240943.45

- ※1) 「その他の機器」は変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器であり、「その他」は「その他の機器」等を含む全ての廃棄物の種類に分類できない物、又は複合汚染物である。
- ※2) 「安定器」は重量で届出されたものは、3kg=1台に換算して計上する。
- ※3) 「PCBを含む油」、「感圧複写紙」、「ウエス」、「汚泥」及び「その他」について、容量で届出されたものは、1リットル=1kgに換算して計上する。
- ※4) 事業者数は延べ事業者数である。

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

1 拠点的広域処理体制の整備

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制

PCBの処理技術については、1980年ごろから研究が開始され、PCB製造事業者、電気事業者、重電メーカー等を中心としていくつかの技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の開発が効率的に進展し、かつ技術の安全性を確立してPCB廃棄物の処理に利用できるものとするため、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省が連携して技術実証試験等を重ね、各分野の専門家による技術評価が行われてきた。その結果、PCBの分解技術として、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式が確立され、PCB廃棄物の処理方法として、従来から認められてきた高温焼却による処理方式に付け加えられた。

上記のPCB廃棄物の処理技術が確立されたこと、また、POPs条約、PCB特措法等が批准・制定されたことを受け、国はPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、JESCOを設立し、地方公共団体と調整のうえ、周辺地域のPCB廃棄物を一括して処理する拠点的広域処理施設の整備を行ってきた。国、JESCO及び都道府県・政令市等が連携し対応した結果、まず平成13年11月に北九州市に沖縄県、九州、中国、四国地区を対象とする北九州PCB処理事業所が認可を受け、その後、愛知県豊田市に豊田PCB処理事業所が、東京都に東京PCB処理事業所が、大阪市に大阪PCB処理事業所が、北海道室蘭市に北海道PCB処理事業所がそれぞれ認可を受け、処理を実施している。

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとしており、全国に37の施設(令和4年2月4日現在)が許可又は認定を受けた事業者が処理を行っている。処理の方法について、環境省は、安全かつ確実な処理実施のための実証実験をもとに、平成21年11月に「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」を定め、平成25年2月に上記ガイドラインに低濃度PCB廃棄物を対象に追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」(令和2年10月改訂)とした。さらに、平成25年12月に新たな処理方法として、「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」(平成28年9月改訂)を定めた。

また、環境省は、微量PCBの測定に関する検討委員会における検討結果を踏まえ、低濃度PCB廃棄物であるか否かの判断を行うための簡易な測定方法として、平成22年1月に「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」(平成23年5月改訂)を定めた。その後、PCBの含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するため、平成25年2月に「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」(令和2年10月改訂)を定め、低濃度PCB廃棄物を短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の整備が図られている。

(3) 県内におけるPCB廃棄物の処理

本県は、平成15年2月19日に環境省に認可された大阪PCB廃棄物処理事業の対象地域であり、県内に存する高濃度PCB廃棄物のうち大型変圧器・コンデンサー等については、大阪PCB処理事業所において処分が行われている。また、これまで処理することができなかった安定器及び汚染物等については、平成26年6月6日付でPCB廃棄物処理基本計画が改訂され、北九州PCB処理事業所で処理することが可能となった。

この結果、県内に保管されている変圧器・コンデンサー等に加えて、安定器及び汚染物等の処理を計画的に進めることが可能な体制が整備されることとなった。なお、事業の期間として、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限となる計画的処理完了期限が設けられている。また、表2-2に含まれないPCB廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設け

られている。

低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定制度により環境大臣の認定を受けた施設等において処理が進められている。なお、県内の低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定を受けた施設が県内に存在しないため、無害化処理認定を受けた県外の施設等を活用し処理が行われている。

また、関西電力株式会社の保有する微量のPCBが混入した柱上トランスの絶縁油と筐体については、同社が大阪市に設置した処理施設において、処分を行っている。

その他のPCB廃棄物について、環境省は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なPCB廃棄物の処理が図られる処理施設の設置場所の選定、新技術の評価等、処理体制の整備を図っている。

表3 高濃度PCB廃棄物処理施設について

施設名	所在地	処理対象	施設能力	事業の期間	
				計画的処理完了期限	事業終了準備期間
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (大阪PCB処理事業所)	大阪府大阪市此花区北港白津2丁目	大型変圧器・コンデンサー等及び、安定器及び汚染物等(小型電気機器の一部に限る。)	2.0トン/日 (PCB分解量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和7年3月31日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (北九州PCB処理事業所)	福岡県北九州市若松区響町1丁目	安定器及び汚染物等	10.4トン/日 (安定器及び汚染物等量)	令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和6年3月31日

2 収集運搬体制の整備

PCB廃棄物の適正な処理に当たっては、処理施設の整備とともに、各PCB廃棄物保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、環境省においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方(案)」を公表するとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(平成23年8月改訂)を定め、収集運搬体制の整備を図っている。

さらに、平成21年11月に微量PCB汚染廃電気機器等を対象とした「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」が制定され、平成25年6月に上記ガイドラインを一部改訂し、処理対象として低濃度PCB含有廃棄物を追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(令和元年12月改訂)と改めた。これにより処理施設の能力に見合った適切な収集運搬体制が整備されている。

また、保管事業者の多くは、その保管するPCB廃棄物がごく少量であることから、保管事業場から処理施設までの運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託するものと考えられる。環境省は、廃棄物処理法施行規則を一部改正し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準においてPCB廃棄物の収集運搬に関する規制の強化等を行った。県は、JESCOにおける受入体制の整備に協力するとともに、関係者(保管事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者等)に対する啓発及び指導を実施する。

3 保管事業者による処理の支援

事業活動に伴って排出・保管されているPCB廃棄物は産業廃棄物であることから、PCB特措法に基づき、事業者が自ら又は委託により適正に処理することで、産業廃棄物の排出事業者責任を果たすことになる。しかしながら、PCB廃棄物はこれまで適正に処理する方法がなく、事業者による保管が長期化した歴史やPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物の処分には高額な費用を要することから、国及び都道府県はPCB廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を造成し、中小企業者等が処分を行う場合に、その処理費用を軽減するため、基金から処分業者に対して中小企業者等の費用負担軽減額を支出することとしている。また、JESCOのほか、確実かつ適正な処理を行うことができる処分業者の場合も同様の方法によって、中小企業者等の処理費用負担を軽減することとしている。なお県は、平成13年度以来、毎年基金に拠出し処理の支援を行っている。（平成30年度で満了）

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 県及び和歌山市の役割

(1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等

PCB特措法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物等の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、県及び和歌山市（以下「県等」という。）は、次に掲げる施策を実施し、PCB廃棄物等の状況の把握に努める。

ア PCB特措法第8条に基づく、県知事及び和歌山市長に対するPCB廃棄物の保管等状況届出事業者数は、表2-1及び表2-2のとおりである。これらの事業者に対しては、毎年度、PCB廃棄物保管状況等届出書の提出期限を周知するとともに届出書様式を送付し、PCB廃棄物保管事業者が保管状況等の報告を確実にできるよう指導する。

イ 過去に、PCB特措法第8条の規定によりPCB廃棄物等の保管等状況について届出を行ったにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、電話、郵便等により届出の継続を指導するほか、適宜、職員が当該事業場を訪問のうえ担当者等に対面して届出を督促するものとする。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特措法に基づき、厳正に対処する。

ウ 今後も新たなPCB廃棄物の発生が見込まれるため、県等は、工場、病院、学校等、潜在的にPCB廃棄物を保管している可能性がある事業場に対し、積極的にPCB廃棄物の保管の有無を調査するほか、関係団体に対して未届のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなど、県等が把握していないPCB廃棄物をなくするための取り組みを実施する。

エ 高濃度PCB廃棄物を処理するためには、大型変圧器・コンデンサー等はJESCO大阪PCB処理事業所へ、安定器及び汚染物等は同北九州PCB処理事業所へ機器情報を登録する必要がある。このため、県等は、保管事業者の登録状況の把握に努め、新規保管事業者を含めた未登録事業者に対して機器情報を登録するよう啓発及び指導を行う。

オ 電気事業法の電気工作物ではないX線発生装置や無線機、溶接機等、非自家用電気工作物の中に組み込まれている場合、当該非自家用電気工作物にPCB使用製品が使用されているかどうか使用者が実際に確認することは困難であり、自らがPCB使用製品を使用しているかどうか分からない可能性がある。そのため使用実態の全容把握は困難と予想されるが早期処理に向けた取り組みが円滑に進むよう、情報発信による周知に努める。

カ PCBは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのPCB含有塗膜の大部分は塗膜としての使用を廃止した場合、低濃度PCB廃棄物に該当すると考えられる。平成30年度11月から環境省が地方公共団体及び民間事業者のPCBを含有した塗料が

使用された施設を対象に実施している「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜に係る調査」に協力し県内の実態把握に努める。

(2) 安全性確保のための監視、指導等

PCB廃棄物の処理を巡っては、PCB廃棄物の保管事業場における安全性確保、保管事業場から処理施設への収集運搬時における安全性確保、PCB処理施設における安全性確保といった、各々の安全性の確保が必要である。

ア 保管事業場での安全性の確保については、PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、県等は各保管事業者に対し廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を実施するほか、PCBの生活環境中への漏えいが懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を行う。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を发出するなど、厳正に対処する。

イ 収集運搬における安全性の確保については、環境省の定める「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づくとともに、廃棄物処理法施行令に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に沿って指導を行う必要がある。このため、県内においては、本庁及び地方機関並びに和歌山市の廃棄物担当部局が、さらにはそれぞれが相互に連携して保管事業者、収集運搬業者に対し収集運搬の適正な実施を監視・指導する。

また、処理施設への搬入ルートにあたる県外の関係地方公共団体と必要な情報を共有し、連携して収集運搬業者への指導を行う。

ウ 処理の安全性の確保について、その責任は一義的には処理施設の設置者に帰し、当該施設に対する法的な指導については、施設の設置許可権者たる行政庁が行うこととされているため、県内に存する高濃度PCB廃棄物を処理するJESCO大阪PCB処理事業所に対する指導は大阪市が、安定器・汚染物を処理する北九州PCB処理事業所は北九州市が行うこととなる。

しかし、当該処理施設は、本県のPCB廃棄物の適正処理を確保するために重要な施設であることから、当該処理施設の適正な運営を監視するため、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会が設置した大阪PCB廃棄物事業監視部会及び、沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリア処理事業対象地域で構成する広域的な連携のための会議等を通じ、必要な情報の収集を行いPCB廃棄物処理の安全性の確保等に努める。

(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

PCB廃棄物は、処理施設の状況や処理能力などから計画的な処理が求められる。環境省の定めた「PCB廃棄物処理基本計画」において、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するためには関係する都道府県及びJESCOとの調整を行うとともに、PCB廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針を策定することが定められている。

ア 県内に存するPCB廃棄物の計画的な搬入については、保管事業者の規模や現状、PCB廃棄物の性状や保管状況を踏まえて、優先順位を検討する。

なお、優先順位を検討する際は、事前に保管事業者の状況調査を行う。

イ 県等は、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するために必要な関係府県及びJESCOとの調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会に設置されたPCB廃棄物広域処理部会を積極的に活用し、PCB廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針についても、当該部会において関係府県及びJESCOと協議を行う。また、JESCOの受入基準、処理体制等に関して関係機関を指導し、PCB廃棄物の円滑な適正処理に努める。

(4) 関係機関との連携

ア 高濃度PCB廃棄物は、JESCOにおける受入計画に基づき令和4年3月までに処理を

完了する予定であること、また、J E S C Oが運営する大阪P C B処理事業所及び北九州P C B処理事業所において県内の高濃度P C B廃棄物を処理すること等から、その計画的な処理の推進に当たっては、J E S C Oの監督庁である環境省、P C B廃棄物の処理を行うJ E S C O、当該処理施設の監督庁である大阪市、北九州市及び当該処理施設に搬入する各府県市と強力で連携する必要がある。

イ 現在使用中のP C B使用電気工作物については、電気事業法・電気関係報告規則に基づき経済産業省の各産業保安監督部がその使用状況を把握していることから、将来発生すると予想されるP C B廃棄物を捕捉するために、県等は、産業保安監督部近畿支部と連携する必要がある。

ウ 和歌山市内に存するP C B廃棄物の保管事業者及び同P C B廃棄物に係る収集運搬事業者への指導については、政令で定める市である和歌山市が行うこととなっており、県は和歌山市と連携し、県内P C B廃棄物の計画的処理を統一的に進める必要がある。

エ これら必要な協力体制の構築について、環境省、J E S C O及び沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリアの各府県市との情報交換、協議の場としては、(2)に示した「P C B廃棄物広域処理部会」及び広域的な連携のための会議等を活用する。

産業保安監督部近畿支部から定期的にP C B使用電気工作物の届出状況に関する情報の提供を受けることとし、県等が保有する情報については、必要に応じて産業保安監督部近畿支部に提供する。

県等は、各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、P C B廃棄物保管事業者への啓発、指導等連携を図る。

オ 緊急時の対応

収集運搬中の緊急時の対応については、関係機関と連携して早急に適正な対処を行う。処分時における緊急時の対応については、J E S C Oに対して早急な対処を指示し、復旧対応に協力する。

(5) P C B使用製品の掘り起こし調査

県は、県内に存するP C B廃棄物の全容を把握するため、これまで実施していた産業保安監督部近畿支部からの情報に基づく事業者に対する届出及び処理に係る指導に加え、保有の可能性が高い電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」を対象とした掘り起こし調査を実施し適正処理に向けて個別に指導を行う。(令和2年度実施完了)

また、このような調査以外にも、未把握のP C B廃棄物に関する情報については、その情報の入手を行っていくこととする。

(6) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策

P C B特措法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、P C B廃棄物の適正処理を推進するため、国民、P C B廃棄物保管事業者、P C B使用製品所有事業者及びP C B製造事業者等のP C Bに対する理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。県内においても、P C B廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、県等は、P C Bに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

県等が県民、P C B廃棄物保管事業者及びP C B使用製品所有事業者に対して提供・公開する情報としては、県内に存するP C B廃棄物保管事業者名及びその保管状況、P C B使用製品所有事業者名及びその使用状況に関する情報、P C B廃棄物の計画的処理に関する情報、P C B廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報がある。

これらの情報を提供・公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

ア 県民に対しては、広報誌を活用するほか、環境省、県、J E S C O等が作成したパンフレット等を県及び市町村の窓口を設置する。県内に存するP C B廃棄物保管事業者名及びその

保管状況、PCB使用製品所有事業者名及びその使用状況に関する情報のうち、PCB特措法により公開が定められた情報については、県庁舎及び和歌山市庁舎において文書により公開するとともに、保管事業者数及びその保管数量については、県のホームページに公開する。

イ 保管事業者及び所有事業者に対しては、定期的に、PCB廃棄物に関する法令の情報、大阪PCB処理事業所、北九州PCB処理事業所、無害化処理認定施設に関する情報、基金に関する情報等を提供する。さらに、PCB廃棄物の適正保管に関する事項について積極的に啓発する。

ウ 関係機関に対しては、PCB廃棄物の保管方法の適正化等について協力を要請する。

(7) PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」(第3条)とされており、PCB廃棄物についても、その保管事業者が自らの費用負担において処理しなければならない。しかしながら、PCB廃棄物は、これまでその性状から適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、PCB廃棄物の保管の長期化は、中小事業者にとっては、人的また経済的に大きな負担となってきた。このような現状に鑑み、環境省は、平成13年度にPCB廃棄物処理基金制度を創設し、この資金をもってJESCO並びにその他の環境大臣が指定するものを行うPCB廃棄物の処理事業において中小企業者等のPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

県は、この趣旨に賛同し、当該基金に対し都道府県負担分を拠出している。基金の仕組みについては、図2のとおりである。

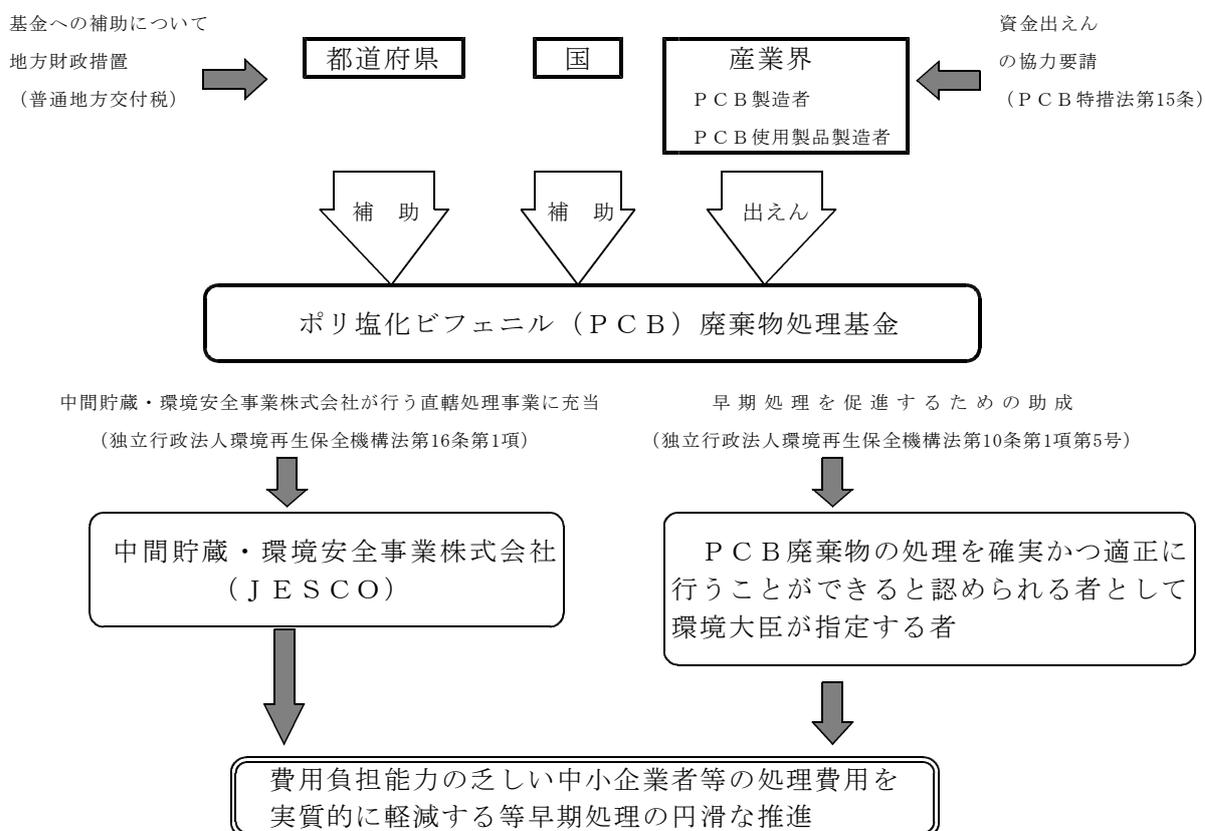


図1 PCB廃棄物処理基金の仕組み

2 保管事業者及び所有事業者の役割

保管事業者は、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、県及び市の指導等に従い、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失したり、PCB廃棄物ではないものとして処分したりすることのないよう適正に保管しなければならない。また、保管事業者は、特措法に基づき、計画的かつ適正に処分を行わなければならない。高濃度PCB使用製品の所有事業者は、特措法又は電気事業法の規定に基づき、計画的かつ適正に廃棄しなければならない。なお、保管事業者は、処分に当たっては、県及び市の指導等に従い、漏えいのおそれその他の保管の状態に応じて安全な収集運搬が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

保管事業者及び高濃度PCB使用製品の所有事業者（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）は、PCB特措法に基づき、保管・処分の状況や廃棄の見込みなどについて、県もしくは市に届出をしなければならない。

なお、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者は、電気事業法に基づき、廃止見込み等について確実に管理状況を届け出ることが求められる。

3 収集運搬業者の役割

収集運搬事業者は、廃棄物処理法等関係法令、低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び各処理施設が定める受入基準を遵守し、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために環境省、県、市町村が実施する施策に協力しなければならない。

4 その他関係者の役割

PCB廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、国、県、和歌山市、産業保安監督部近畿支部等の行政機関、JESCO、保管事業者、収集運搬業者だけでなく、コンデンサー等の機器にPCBが含まれているか否か等の情報を持っているPCBの製造者及びPCB使用機器の製造者等の関係者は、連携・協力して円滑なPCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理のために実施する施策に協力しなければならない。

また、微量のPCBによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報の収集に努め、必要に応じて当該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。汚染の可能性がある場合には、速やかにPCB濃度を測定する等の適切な方法により対処するものとする。

第5章 その他の事項

1 PCB使用製品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む可能性があり、市町村は廃家電製品等の処理に関し、これまで通り、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

そのため、家電製品の製造者が取り外したPCBを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されなければならないものとする。